

第 3 期 決 算 公 告

平成 20 年 04 月 01 日から
平成 21 年 03 月 31 日まで

平成 21 年 06 月 29 日
東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 1 号
株式会社 新韓銀行
日本における代表者 朴 重 憲

第2 平成21年3月31日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け	4,408	預金	75,939
現金	1,732	当座預金	137
預け	2,675	普通預金	6,679
コ ー ル ロ ー ン	—	貯蓄預金	—
買現先勘定	—	通知預金	200
債券貸取引支払保証	—	定期預金	65,130
買入金手形	—	定期積立	252
買入金債権	—	その他の預金	3,539
商品有価証券	—	譲渡性預金	—
商品国債	—	コ ー ル マ ネ ー	6,300
商品地方債	—	売現先勘定	—
商品政府保証債	—	債券貸取引受入担保	—
その他の商品有価証券	—	売渡手形	—
金銭の信託	—	コマース・ペーパー	—
有価証券	5,046	借入金	21,428
国債	—	再割引手形	—
地方債	—	借入金	21,428
短期社債	—	外国為替	—
株	—	外国他店預り	—
その他の証券	4,765	外国他店借替	—
貸出	105,241	売渡外国為替	—
割引手形	8	未払外国為替	—
手形貸付	51,316	その他の負債	835
証券貸付	53,419	未決済為替	—
当座貸	496	未払法人税	—
外国為替	4,795	未払費用	536
外国他店預け	163	前受	141
外国他店貸	—	従業員預り	—
買入外国為替	3,408	給付補てん備	0
取立外国為替	1,222	先物取引受入証拠	—
その他の資産	1,150	先物取引差金勘	—
未決済為替	—	借入商品債券	—
前払費用	54	借入有価証券	—
未収	289	売付商品債券	—
先物取引差入証拠	—	売付債	—
先物取引差金勘	—	金融派生商品	116
保管有価証券	—	リース債	—
金融派生商品	12	その他の負債	40
その他の資産	793	賞与引当	—
有形固定資産	301	退職給付引当	38
建物	129	特別法上の引当	—
土地	69	金融商品取引責任準備	—
リース資産	—	繰延税金負債	—
建設仮勘定	—	負債のれ	—
その他の有形固定資産	102	支払承諾	1,006
無形固定資産	210	本支店勘	47,122
ソフトウエア	—	本店	42,717
のれん	—	在日支店	4,404
リース資産	—	在外支店	—
その他の無形固定資産	210	小計	152,671
繰延税金資産	—	利益準備	2,000
支払承諾	1,006	繰越利益剰余	437
貸倒引当	△ 2,077	その他の有価証券評価差額	△ 545
本支店勘	34,480	繰延ヘッジ損益	—
本店	30,075	土地再評価差額	—
在日支店	4,404		
在外支店	—		
合計	154,562	合計	154,562

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提（会計計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる時（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ⇒ 該当なし
 - ② 該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ⇒ 該当なし
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ⇒ 該当なし
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別 ⇒ 該当なし
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法 ⇒ 時価評価
 - ② 有形固定資産の減価償却の方法 ⇒ 法人税法による定率法
 - ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 ⇒ 平成21年3月末日現在の外為相場によるT T M（電子仲値）
 - ④ 貸倒引当金の計上方法 ⇒ 法人税法の規定による法定繰入率による引当の他、取引先の資産内容等を考慮し当行で定められた基準により計上
 - ⑤ 退職給付引当金の計上方法 ⇒ 要支給額の全額を繰入
 - ⑥ リース取引の処理方法 ⇒ 経費として処理
 - ⑦ ヘッジ会計の方法 ⇒ 時価ヘッジ
 - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法 ⇒ 該当なし
 - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 ⇒ 毎月末現在における時価による評価
 - ⑩ その他採用した重要な会計方針 ⇒ 該当なし
 - (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く）
 - ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容 ⇒ 該当なし
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容 ⇒ 該当なし
 - (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項 ⇒ 該当なし
 - (5) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

破綻先債権	⇒	332百万円
延滞債権	⇒	3百万円
3ヶ月以上延滞債権	⇒	該当なし
貸出条件緩和債権	⇒	3,432百万円
 - (6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りではない ⇒ 該当なし
 - (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

減価償却累計額	⇒	397百万円
圧縮記帳額	⇒	該当なし
 - (8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。） ⇒ 該当なし
 - (9) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額。
ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る）は、この限りでない。 ⇒ 該当なし
 - (10) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときは、その総額。
ただし、預金はこの限りでない。 ⇒ 該当なし
 - (11) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 ⇒ 該当なし
 - (12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 ⇒ 該当なし
 - (13) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 ⇒ 該当なし
 - (14) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項 ⇒ 該当なし
 - (15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項 ⇒ 該当なし
 - (16) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還および利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 ⇒ 該当なし
 - (17) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 ⇒ 該当なし
2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。 ⇒ 該当なし
3. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること ⇒ 該当なし
4. 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 ⇒ 該当なし
5. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。 ⇒ 該当なし
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	4,997	そ の 他 業 務 費 用	17
資 金 運 用 収 益	4,227	外 国 為 替 売 買 損	-
貸 出 金 利 息	2,860	商 品 有 価 証 券 売 買 損	-
有 価 証 券 利 息 配 当 金	224	国 債 等 債 券 売 却 損	-
コ ー ル ロ ー ン 利 息	-	国 債 等 債 券 償 還 損	17
買 現 先 利 息	-	国 債 等 債 券 償 却	-
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	-	金 融 派 生 商 品 費 用	-
買 入 手 形 利 息	-	そ の 他 の 業 務 費 用	-
預 け 金 利 息	3	営 業 経 費	1,096
金 利 スワ ッ プ 受 入 利 息	-	そ の 他 経 常 費 用	386
外 国 為 替 受 入 利 息	517	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	386
本 支 店 為 替 尻 受 入 利 息	622	貸 出 金 償 却	-
そ の 他 の 受 入 利 息	-	株 式 等 売 却 損	-
役 務 取 引 等 収 益	365	株 式 等 償 却	-
外 国 為 替 受 入 手 数 料	328	金 銭 の 信 託 運 用 損	-
内 国 為 替 受 入 手 数 料	-	そ の 他 の 経 常 費 用	0
そ の 他 の 役 務 収 益	37	経 常 利 益	1,396
そ の 他 業 務 収 益	393	(又 は 経 常 損 失)	-
外 国 為 替 売 買 益	385	特 別 利 益	2,364
商 品 有 価 証 券 売 買 益	-	固 定 資 産 処 分 益	-
国 債 等 債 券 売 却 益	-	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2,346
国 債 等 債 券 償 還 益	-	償 却 債 権 取 立 益	7
金 融 派 生 商 品 収 益	7	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	-
そ の 他 の 業 務 収 益	-	そ の 他 の 特 別 利 益	11
そ の 他 経 常 収 益	10	特 別 損 失	6
株 式 等 売 却 益	-	固 定 資 産 処 分 損	5
金 銭 の 信 託 運 用 益	-	減 損 損 失	-
そ の 他 の 経 常 収 益	10	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	-
経 常 費 用	3,600	そ の 他 の 特 別 損 失	0
資 金 調 達 費 用	1,992	税 引 前 当 期 純 利 益	3,755
預 金 利 息	587	(又 は 税 引 前 当 期 純 損 失)	-
譲 渡 性 預 金 利 息	-	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	22
コ ー ル マ ネ ー 利 息	47	法 人 税 等 調 整 額	-
売 現 先 利 息	-	法 人 税 等 合 計	22
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	-	当 期 純 利 益	3,732
売 渡 手 形 利 息	-	(又 は 当 期 純 損 失)	-
コ ー マ ー シ ャ ル ・ ヘ ー ハ ー 利 息	-	前 期 繰 越 利 益 剰 余 金	575
借 用 金 利 息	649	利 益 準 備 金 積 立 額	-
金 利 スワ ッ プ 支 払 利 息	-	利 益 準 備 金 取 崩 額	-
外 国 為 替 支 払 利 息	-	本 店 へ の 送 金	3,871
本 支 店 為 替 尻 支 払 利 息	706	(本 店 か ら の 補 填 金)	-
そ の 他 の 支 払 利 息	-	繰 越 利 益 剰 余 金	437
役 務 取 引 等 費 用	107		
外 国 為 替 支 払 手 数 料	-		
内 国 為 替 支 払 手 数 料	56		
そ の 他 の 役 務 費 用	50		

(記載上の注意)

1. 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
2. 本部経費負担額を注記すること。
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
 - (1) 直接経費 (派遣職員給与等)
 - (2) 間接経費割当額
3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額を記載すること。
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
6. 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
7. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。